

第3回 昭島市事務事業外部評価委員会

議 事 要 旨

〔日 時〕 平成24年7月31日（木）13：00～17：30

〔場 所〕 昭島市役所 3階 庁議室

〔出席者〕

1 委員

座間康臣委員長、佐久間榮昭副委員長、出雲明子委員、松本智子委員、村上龍男委員、和田篤彦委員

2 事務局

佐藤企画政策室長、板野財政課長、柳企画調整担当主査、山崎財政係長、吉野企画調整担当主事

3 傍聴者 なし

〔配布資料〕

- ・第3回事務事業外部評価委員会 次第
- ・事務事業外部評価事業説明シート及び資料 一式

〔議事要旨〕

1 外部評価対象事業事前説明

事務局から事務事業外部評価説明シート及び資料一式の内容を説明し、対象事業の説明に入った。

事業番号 15 市民会館管理運営事業

市民会館・公民館長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

◆管理そのものを全面的に民間委託するという考えはあるのか。【村上委員】

○現在、市民の文化活動及び福祉増進を目的とした市民会館と、社会教育目的の公民館が併設しているという状況である。指定管理者制度も含め、より良い管理・運営方法を模索してきたが、このような独特な設置形態であるため、難しい面があり、結論には至っていない。今後も引き続き検討していく次第である。【市民会館・公民館長】

◆26 市中、市民会館と公民館を併設している市町村はあるのか。【座間委員長】

○福生市は併設である。数年前に市民会館部分に指定管理者制度を導入したが、公民館部分担当の市の職員と民間職員が同じ事務所内で職務を執り行うことが難しく、外部に事務所を置き、公民館の事務を行っているという状況である。昭島市の場合は市民会館・公民館という課の中に会館管理担当の管理係と公民館事業担当の事業係とがあり、同じ事務室内で事務を行い、双方の係員がどちらの施設の

利用者にも対応できるような体制をとっている。【市民会館・公民館長】

◆文化事業協会と市との関係について。委託しているのか。補助金を交付しているのか。【佐久間副委員長】

○文化の向上に寄与する事業を推進する一つの団体として昭島市民会館文化事業協会を指定し、協会が事業を行っている。協会に対しては、事業にかかる経費について補助を行っている。組織としては協会の事務局長に市民会館・公民館長が、理事長に昭島市副市長が就任し、市の意向を反映させられるような体制となっている。【市民会館・公民館長】

◆平成 23 年度の市民会館・公民館使用料と事業説明シートのコスト欄の見方について、市民会館・公民館事業の収支に関する計算書は存在するのか。【和田委員】

○市全体の行政コスト計算書はあるが事業ごとのものは昭島市では作成しておらず、平成 23 年度の使用料は同年度の支出に充当を行っている状況である。ただ、平成 24 年度などは大規模改修に係る経費も含まれているため、経常経費が見えづらくなっている。経常的収入と支出だけでみるとコストはより分かりやすくなってくると思われる。【事務局】

◆市民会館管理運営事業の平成 23 年度決算で 1 億 400 万円かかり、使用料収入が 3300 万円あった。実質かかったのは 7100 万円。全体としてどのようにとらえているのか。【和田委員】

○文化や芸術の振興に関する分野で利益を上げるのは難しいと思われる。3 割程度の事業収益を上げているので想定範囲内であるといえるかもしれない。【事務局】

◆コストを削減するという意識をもって事業にあたっているか。【村上委員】

○現在の厳しい財政状況の中で、必要なところに予算を配分するためには、削減できるところは削減していかなければならず、予算編成の際に担当課で事業計画を作成し、企画・財政サイドでチェックを行っているため、コスト削減の意識というものは反映されていると考えている。【事務局】

◆平成 23 年度の当初予算と決算の乖離について、3000 万円の差の理由をお聞かせ願いたい。【和田委員】

○設計委託の当初見込み 3300 万円が競争入札で 1270 万円に下がり、減額補正を行っている。また、当初、単年度で終わる予定が複数年度にまたがることとなり、前払い金 300 万円は 23 年度の支出で残りを 24 年度の支出とする繰越予算とする手続きを取った。その結果の決算額である。【市民会館・公民館管理係長】

◆使用料を決定しているのは市と協会のどちらか。【出雲委員】

○条例で市が定めている。現在の金額は平成 9 年に改正されたものである。【市民会館・公民館長】

◆大ホールの利用率が小ホールより低い理由及び、大ホールの利用率が平成 23 年度で 54%とのことだが、この利用率を高める取組の実施状況についてお聞かせ願いたい。【出雲委員】

○小ホールは公民館の登録団体が無料で利用できるため、100%近い利用率であるが、大ホールには減免の適用はなく、平成 23 年度に関しては節電の関係もあったが、ここ数年で 50~60%の利用率となっている。文化事業協会の事業としての利用は月に 1~2 回であり、その他の利用としては利便性、音響が良く、使用料も他市のホールとは変わらないのでコンサートリハーサルによく使用されているが、特に利用率向上のための取組みというものはしていない状況である。【市民会館・公民館長】

◆文化事業協会への補助金はこの事業に含まれているのか。【出雲委員】

○別の事業である。補助金額は年間 1700 万円で 200 万円の会場使用料のほか、事業費、人件費を含んでいる。【市民会館・公民館長】

◆委託料については1社への委託か。【松本委員】

○舞台委託は1社であるが、17の項目で21の業者に委託をしている（単年度契約）。【市民会館・公民館長】

◆大ホールの利用率が54%とのことで、舞台設備委託の金額に利用率は反映されているのか。【松本委員】

○3年間の長期契約で委託している。設備だけではなく舞台そのものの管理も含めての委託であるため利用率は反映されていない。【市民会館・公民館長】

◆駐車場は誰が利用しても一律にかかるのか。【佐久間副委員長】

○基本的には有料であるが、公民館登録団体がその団体の活動で利用する場合、3時間までは無料である。【市民会館・公民館長】

◆質問はここまでとする。どうもありがとうございました。【座間委員長】

事業番号5 観光産業振興推進事業

産業活性化室長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

◆市内だけではなく、市外から観光客を呼び込むような施策はあるのか。【村上委員】

○観光まちづくり協会とともに市外への情報発信に努めている。拝島の藤を観光名所とするような検討案も出ており、集客による地域活性化を図っていききたいと考えている。【産業活性化室長】

◆観光というのは今後の昭島にとって重要な産業であると思う。西武線沿線の観光スポットなどを参考に、鉄道会社と共同してPRに努めていいただきたいと思うがどうか。【和田委員】

○町あるきガイドを作成中、JRから話をいただき、駅から駅への町あるきというJRと同じコースを設定しPRしている。昭島の観光資源、ブランドを作り、他市とも連携した中で、観光産業を活性化させていきたい。【産業活性化室長】

◆観光資源がないという既成概念を取り払って取組んでいただきたい。昭島の水を試飲させるだけでも昭島を知っていただくうえで宣伝効果があり、そのようなことでも上手く発展させていってほしい。

【村上委員】

○これまで市民の方に観光資源のPRが足りなかったと考えている。ガイドマップを作成し、町あるきをしてみて、新たな発見もあった。それを市内外に発信し、集客を図っていききたい。【産業活性化室長】

◆ホテルのイベントがないのが残念。ホテルの発生時期前に除草作業が行われて羽化できなくなってしまうことがある。それを保護するような取組みも観光資源につながっていくと思う。また、観光は文化施設だけにとどまらず、市内には多くの企業があるので「大人の社会科見学」のようなものを考えていってほしい。【松本委員】

○大神町の水辺の散歩道にはホテルが生息しており、それを保護する団体がホテル祭を行っている。観光まちづくり協会の方でもそういった行事も検討していきたい。企業見学については町あるきガイドの中でも宣伝をしているところである。【産業活性化室長】

◆町あるきガイドについて、無償頒布で一度配って終わりにするのではなく、有償にして長く続けていただきたい。【松本委員】

○町あるきガイドについて、東京都からの補助金(補助率 1/2)を受け作成したため有償頒布は行えないが、再版の場合は有償化も検討していきたい。【産業活性化室長】

◆駅に散策コースのチラシを置くなどの PR も検討していただきたい。【和田委員】

○参考とさせていただきたい。【産業活性化室長】

◆拝島高校近くでホテルの繁殖に尽力された方が、高齢のためにリタイアした。その功績で拝島高校の校長から感謝状を贈呈されたが、市からそれを称えることがなかった。このような場合の今後の対応は。【和田委員】

○他の関連部署とも調整しながら今後の対応を考えたい。【産業活性化室長】

◆自己財源の目標値はあるのか、また、財源確保のための方策はあるのか。【出雲委員】

○補助金は本来、自主財源で足りない部分を補うためのものなので、1/2 は確保してもらいたいと考えている。事業主体は観光まちづくり協会であり、事業内容は協会の理事会で決定されるので市の役割はアドバイザー的なものとどまるが、例えば、あきる野市ではバーベキュー施設の貸出しをしております。収益を上げているとい聞いている。このような収益事業も自主財源の確保の方策になりうると考えている。【産業活性化室長】

◆事業説明シート②のコスト欄の人件費/人工数について、0.4 人とは他の業務も行っているということか。【佐久間副委員長】

○次回の質疑応答で回答させていただく。【産業活性化室長】

◆観光案内所の商品内容をお聞かせ願いたい。【佐久間副委員長】

○商品名に昭島の地名が入った和菓子や藍染のハンカチなど置いている。【産業活性化室長】

◆観光案内所はどのように運営しているのか。【佐久間副委員長】

○まちづくり観光協会の臨時職員が常駐している。まちづくり協会の事務局も駅前にあるので売上金は事務局で保管している。【産業活性化室長】

◆会員、会費の状況をお聞かせ願いたい。【佐久間副委員長】

○平成 23 年 2 月の発足時には団体、個人を併せて 100 程度だったが、23 年(年度末)には 183 となっている。【産業振興係長】

◆観光目的で交流している自治体はあるのか。【佐久間副委員長】

○岩手県岩泉町と交流しており、平成 24 年 2 月に岩泉月間ということで岩泉の物産を取り寄せて販売を行った。【産業活性化室長】

◆以上で終了させていただく。ありがとうございました。【座間委員長】

事業番号 7 市立保育園維持管理

子育て支援課長より事務事業評価(外部評価)説明シート、事務事業評価(内部評価)シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

◆事業説明シート②のコストと財源内訳欄の委託料について H23 当初 6,968 千円→決算 3,436 千円と半減している一方、その他で当初 40 千円→決算 3,670 千円となっているので説明をお聞かせ願いたい。【和田委員】

○委託料については耐震診断を実施した結果、耐震工事が必要な場合に設計をしなければならないので、その費用も予算計上したが、工事は不要となり設計費用は補正予算で減額した。その他について、むさしの保育園(H23 民営化)の煙突撤去工事がH22の補正予算で計上されたがH23に繰越して実施した。

シート上には途中経過が反映されないためこのかたちとなった。【子育て支援課長、事務局】

◆内部評価シートのコスト欄について一般職員人件費 H23 予算 0.1 人工で 1,700 千円→H23 決算 0.1 人工でも 830 千円となっている理由をお答えいただきたい。【和田委員】

○H23 当初予算 0.1 人を 0.2 人に訂正する。【子育て支援課長、事務局】

◆会計・財務の透明性の確保はどのように考えているか。【村上委員】

○現在の制度の中では、市民に公表されている予算書、決算書、事務報告書に掲載することで透明性を確保するよう努めている。シート上に補正が反映されない作りとなっているため、注記できるようシートの形式を変更するよう検討していく。また、HP に掲載するなど、市の財政状況をわかりやすく市民に伝えるよう努めているが、施設ごとの財政運営の公表については検討課題として受け止めた。【子育て支援課長、事務局】

◆補足説明資料④の公立・私立の経費の差異について、ご説明いただきたい。【座間委員長】

○私立保育園の算定方法は子どもの年齢が基準となっている。例えば 0 歳児を預かったら 15 万円、1 歳児は 12 万円など、その他加算はあるがその積み上げで運営費を計算している。市で負担する分は経費の 45%、残りの 55%は国、東京都、保護者からの保育料で賄う。公立は市の負担が 73%なので、財源的には私立保育園のほうが市としての負担が軽い。【子育て支援課長】

◆市の負担が多いなか、公立保育園を残しておく意味と他市の状況の説明をお聞かせ願いたい。【座間委員長】

○26 市中公立がないのは 1 市のみ。他は昭島より多くの公立保育園を有するが、経費の面で民営化が進んでいるのも事実である。待機児童が多い中、すべてを民間に頼ることはできないので、若干ではあるが公立で定員増を行うところもある。【子育て支援課長】

◆公立保育園の所在地を教えてください。【佐久間副委員長】

○なしのき保育園は上川原町（市の行政区域の中心）にあり、堀向保育園は美堀町（市の北西）にある。【子育て支援課長】

◆市立保育園の職員人件費は 1 人当たり 800 万円程度で、私立ではそれより低いと思われるが、かかっている経費を比較すると公立と私立でそれほど差がないように思える。私立では何に経費がかかっているのか【佐久間副委員長】

○一般的に経費の大半は人件費であり、私立は公立より正職員が多いため、人件費がかさんでいるのかもしれない。公立は基本になる正職員のほかに臨時職員を多数配置している。平成 23 年度に補足説明資料掲載の私立保育園（のぞみ保育園、昭和郷保育園）で特に大きな負担はなかったので例年と変わらない経費だと思う。【子育て支援課長】

◆公立保育園の存続という話しの中で、発達障害の子は優先的に公立で受け入れることになっているのか。【出雲委員】

○基本的には定員があり、入所要件が高い順から入所させている。障害児を受け入れる場合、保育士を増やさなければならないが、行政からの補助は 1 ヶ月 14.5 万円で、この額では 1 人分の人件費にはならないため、赤字になる場合もある。まれに、私立の場合は保育士の確保が難しく、障害児を預かれ

ないケースもあるが、公立については、障害の有無に関係なく入所要件の高い順に受け入れる姿勢をとっている。【子育て支援課長】

◆発達障害の子供を受け入れるなど、公立保育園を存続させていく上では、私立と異なる点を設けると理解が得られやすいのではないかと思います。【出雲委員】

○私立保育園と話しをする中で、市も保育の現場を知っていなければ協力を求められないこともある。たとえば一時預かりに関しては公立のほうが多く受けているので、私立保育園に協力を求められるなど。【子育て支援課保育係長】

◆そのような状況の中で他市も公立保育園を有しているのだろうか。公立保育園を持っていない 1 市はどこか。【座間委員長】

○青梅市は公立保育園がないが、民営化されたわけではなく、最初から設置されていなかった。東京都全体でみるとまだ、公立保育園の方が多いと思われる。【子育て支援課長】

◆以上で終了させていただく。ありがとうございました。【座間委員長】

事業番号 9 ごみ収集事業

清掃センター長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

◆委託 3 社は具体的にどこの企業か。収集の項目別に委託先を分けているのか。【座間委員長】

○（有）富士企業、（有）丸信産業、（有）安進商会の 3 社に委託しており、収集物に関しては 3 社とも同じ内容である。【清掃センター長】

◆委託料については何を根拠に算出しているか。【佐久間副委員長】

○収集業務は自治事務であり、基本的には直営がスタンスである。廃掃法では委託する場合の基準が定められているがその中に金額は含まれておらず、昭島市では委託 3 社の平均年齢：38 歳を当市の業務職の給料表に当てはめ、基本給、諸手当等を積み上げて算出している。結果、収集車 1 台あたり 146 万 2000 円で、実際これに近い金額（1 台当たり 146 万円）での契約となっている。【清掃センター長】

◆委託先を 3 社にしている理由は何か。【村上委員】

○市内の業者で、かつ、収集業務を担える業者というのが限られているため。短時間のうちに最短距離で収集を行う必要があり、土地勘や経験が要求されるため、新規での参入は難しく、毎年同じ企業に委託する傾向がある。【清掃センター長、ごみ対策課長】

◆指定収集袋の収支明細の歳入・歳出について詳細をご説明いただきたい。【和田委員】

○歳入は昭島市が指定収集袋取扱店に卸した金額であり、歳出は作成委託の金額。大袋の場合 1 枚 60 円で、作成費（原価）8.5 円と取扱い手数料 10.5%を差し引いた額が実質的な市の収入である。【清掃センター長】

◆市の直営で行っている部分について、委託可能であると考えているか。【佐久間副委員長】

○可能であると考えているが、一般廃棄物の取扱いは元手が非常にかかり競争入札のリスクを考えると新規参入が難しい分野であると思われる。【清掃センター長、ごみ対策課長】

◆市職員が業務を行っている資源ごみや粗大ゴミも、今後委託化するのか。【和田委員】

○資源ごみについては予定がある。【清掃センター長】

◆委託経費について、委託先の社員の平均年齢を市の給料表に当てはめるのでは委託料は年々高くなってくるのでは。【出雲委員】

○委託先企業の平均年齢を市の給料表にあてはめて算出しているが、高齢になってくると業務を続けるのが困難で辞めることも多く、平均年齢が毎年上がっていくわけではない。また、そのまま委託の金額になるわけではなく、根拠となる基準を出し、それを目安に委託の金額について話しあうので必ずしも年々上がるわけではない。【清掃センター長】

◆平均年齢を市の給料表にあてはめ算出しているのであれば、費用面での委託のメリットには何なのか。【出雲委員】

○平均年齢が低いことにより、金額が下がる。【清掃センター長】

◆他市の状況や第三者的に委託経費が適正かどうか測るものはあるのか。【座間委員長】

○26市あれば、分別も収集も26通りあると考えられる。委託経費が適正かどうか他市との比較も難しい。【清掃センター長、ごみ対策課長】

◆高齢者見守りネットワーク事業について、委託料を払っているか、また、具体的事例はあるか。【村上委員】

○委託料はその分として払っていない。また、直接人命救助につながったものではないが、3～4日ごみ出しがない家庭で、調べてみると入院していたことが分かったという事例があった。【清掃センター業務係長、ごみ対策課長】

◆以上で終了とする。ありがとうございました。長くなったので休憩とする。

事業番号6 老人ホーム入所援護事業

介護福祉課長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

◆平成23年度の入所者のうち何名が旧マル都ケース（住所不定者、他市から婦人保護施設等に入所した方）か。【座間委員長】

○入所者34名のうち22名が旧マル都ケースで昭島市民は12名。住所不定者を措置する場合や婦人保護施設や救護施設から措置する場合、旧マル都ケースとなるが、昭島市には婦人保護施設が都内5施設のうち1施設、救護施設が26市10施設のうち1施設があるため旧マル都ケースは比較的多い。【介護福祉課長】

◆入所者でも要介護度が出れば特別養護老人ホームに移るのか。【佐久間副委員長】

○老人福祉法に基づく養護老人ホームへの措置と介護保険法に基づく特別養護老人ホームへの入所があり、特養の場合、身体もしくは、精神に疾患があり、要介護1以上の方が対象で、養護の場合は、身体状況に問題はなくても、虐待を受けていたり、生活に困窮している方が対象である。平成18年度以降、養護老人ホームの中でも介護認定を受ければ介護サービスを利用できるようになった。但し介護度が重度化してきたら特別養護老人ホームへの申し込みを行い、措置から入所に移行している。【介護福祉課長】

◆この制度は今後も続くのか。【佐久間副委員長】

○介護保険制度施行後、軽度者であって、養護の対象になりうる人達も介護保険サービスを利用し、自宅で生活することが可能となっており、待機者も減少傾向にある。養護老人ホームへの措置は老人福祉法に基づくものであり、老人福祉法の改定がない限り継続される。【介護福祉課長】

◆三位一体の改革で補助金・負担金がなくなったということだが、市に何らかの措置がなされているのか。【佐久間副委員長】

○三位一体の改革により個人住民税への税源移譲が行われ、交付税においても基準財政需要額 86,163 千円に算入されている。【事務局】

◆待機者がいるのは受入れ側に問題があるからか。【和田委員】

○施設に空きができた場合、待機順に措置を行っているが、順番がきたときに感染症などで入所できない状態であると、次の空きが出るまで待機状態になる場合もある。【介護福祉課長】

◆高齢化が進む中、養護老人ホームの対象者が減っていくように思われる。【座間委員長】

○かつては生保受給者が入所するケースもあり、待機者も多かったが、介護保険制度が定着し、単身生活者であってもサービスを利用し、在宅での生活が可能になったため待機者も減少している。昭島市はこのような状況であり、他市も同様な状況と判断している。【介護福祉課長】

◆1人当たりの市の負担は200万円程度であるが、コスト削減は可能か。【和田委員】

○入所者1人当たりの措置費用は一定の基準に基づき定められ、国民健康保険連合会を通して請求行為がなされており、現行制度において、入所者1人当たりのコスト削減は不可能である。【介護福祉課長】

◆以上で終了させていただく。ありがとうございました。【座間委員長】

事業番号2 住民情報システム管理

情報推進課情報システム係長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

◆委託先の株式会社アイネスについて、どのような企業か。【和田委員】

○住民情報システム、福祉総合システムを中心にシステムの開発を行っている企業で、近隣では三鷹市、立川市、国分寺市でアイネスの住民情報システムを採用している。【情報システム係長】

◆市では多くのシステムを使用していると思うが、今後この企業のシステムに統合の予定があるのか。【和田委員】

○基幹システムだからといってすべてをあわせるのではなく、業務によってシステムの特性などもあるのでそれぞれの評価を行いながら、採用をしている次第である。【情報システム係長】

◆バックアップの体制について具体的にお聞かせ願いたい。【和田委員】

○1日の業務が終わると、その日に更新されたデータを同じ環境の別のデータベースにコピーをするので、常に当日の始業前のデータが庁内のサーバにある状況である。本庁舎は震度7までは持ちこたえられる構造となっているが、万が一ハード的な部分に被害があった場合、テープを取っており、それをアイネスのデータセンターに持ち込み復旧作業を行い、その機械を持ち込むなど、災害時における応急業務に関する協定の締結に向けた準備も進めている。【情報システム係長】

◆常駐S E（システム・エンジニア）は何人か。【佐久間副委員長】

○住民情報システムについては1人であり、そのS Eが登庁できない場合は情報推進課の職員がシステムの稼働に際し、最低限のチェックを行っている。【情報システム係長】

◆データの打ち込みについて、市職員の対応になるのか。【佐久間副委員長】

○当初賦課など、大量一括処理に関しては業者にデータ入力を委託するが、日常業務上の入力には職員で対応している。【情報システム係長】

◆サーバを内部に置く場合とデータセンターを使用する場合とではかかる経費に違いはあるのか。【佐久間副委員長】

○コストに関して他市と比較するにあたり、業務内容にも違いがあるので一概には言えないが、遠方のサーバを使用する場合、専用回線を通して局をいくつかまたぐと通信費のコストが上がってしまい、結果的に自庁内に設置する場合より費用がかかってしまうこともある。【情報システム係長】

◆この住民情報システムに入っていない業務について、他の業務システムの委託先についての資料をお示し願いたい。【佐久間副委員長】

○次回までに用意する。【情報推進課長】

◆どのような形で委託費の妥当性を確認しているのか。【村上委員】

◆システムの委託費には様々なものが含まれており、市民にとって分かりづらいものと思われる。従って、業者の選定基準や第三者からみて価格が妥当かどうかをはかるものさしのようなものはあるのか【座間委員長】

○住民情報システムの導入に関しては、専門のコンサルタントの支援を受け、条件、機械のスペック等をチェックしたうえで仕様書を作成し、業者の選定を行った。また、26市間で常に情報交換を行える体制をとっており、新たな取組みの際にも他市からの情報を参考としている。外部の専門家による経費チェックの取組も今年度から始まっており、これらの形で委託費の妥当性を確認している。【情報推進課長】

◆システムの仕様に関して法令等で制約があるものはあるのか。【出雲委員】

○市が行う事務は法令等で定められているが、それを行うにあたって使用するシステムに制約があるものは少なく、可能な限り効率的な体制をとるよう努めている。例えば、福祉関連の手当の申請にあたり、申請者の所得状況を確認しなければならないが、申請者の許可が得られれば、市の職員が確認する。そのため、福祉システムから課税システムのデータを見ることが可能となっている。【情報推進課長】

◆それでは終了させていただく。ありがとうございました。

事業番号1 男女共同参画事業

企画政策室長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

◆市役所の中で女性の管理職の割合について教えていただきたい。【村上委員】

○女性管理職6名で1割程度であるが、徐々に女性職員の採用が増えているので、今後は変わってくる

と考えている。【企画政策室長】

◆男女共同参画プラン（～平成 32 年まで）という息の長い計画なので活動対象を小学生（高学年）～中学生にするなどの検討は行われているか。【和田委員】

○教育委員会は独自に人権教育の中で実施している。男女共同参画の啓発としては、小中学生の教育の中での取組が大切だが、成人に対する取組が現時点で十分というわけではないので、事業の割合からすると成人向けの展開が中心となっている。【企画政策室長】

◆小中高生に対する啓発を教育委員会に任せっぱなしにせずに行ってもらいたい。【和田委員】

○デートDVのセミナーの実施を検討するなど、引き続き教育委員会と連携しながら、啓発を進めて行きたい。【企画政策室長】

◆女性悩み事相談は、どのように市内の各部署身つなげていくかが重要と思うが、現状はそのようなことになっているか。【出雲委員】

○ご指摘のとおり、庁内の連携は重要である。庁内においては、各相談担当で連携を取っており、相談内容によっては福祉の女性相談や生活相談につなぐこともある。【企画政策室長】

◆一般企業へはどのような取組みをしていくのか。【村上委員】

○生活面だけでなく、仕事面でも男女共同参画を推進していくことが重要であると考えている。商工会を通じパンフレットの配布などを継続していきたい。今後の取組みとしては、労働法や、労働者の側面からの考え方などを学ぶセミナーの実施を検討するとともに、経営者、労働者双方に情報提供をしていきたい。【企画政策室長】

◆CSR（企業の社会的責任）委員会の一つの重要なテーマとしてもらうよう働きかけが必要だと思うが。【和田委員】

○企業への取組みの最重要ポイントであると認識している。会社の目標として位置付けてもらうことができるように、引き続き取組んでいきたい。【企画政策室長】

◆男女共同参画、男女平等についての考えはもう熟成してきたのではないだろうか。【佐久間副委員長】

○互いの良さを認めてより良い社会を作っていくという認識は広がっているが、一部固定観念が残っているところもある。今後は《男性の育児参加》 《DV問題》 《企業への取組》などがメインテーマになってくる。男性にも積極的に参加してもらえるセミナーを企画するなど取組みを進めて行きたい。【企画政策室長】

◆次世代育成に関してもう少し積極的に行ってもらいたい。【村上委員】

◆専門的な問題なので継続性を持って取り組むという考え、そして専門性をどう考えるか。また推進委員会の組織的なあり方についての考えをお聞かせ願いたい。【座間委員長】

○市として担当主査を置いて取り組んでいる事業であり、今後も継続していく考えである。専門性については、研修や事業の積み重ねの中で担当者のスキルアップを図ることとなるが、相談業務などは、専門性を有する団体に委託をしている。推進委員会については、男女共同参画プランの進捗状況を検証する組織として位置づけており、庁内の担当者レベルの会議と公募の市民委員を含めた外部委員会を設置している。外部委員会では、前年度の進捗状況の検証結果と今後の方向性などに関する意見を取りまとめ市長に報告し、市としてその報告を踏まえ、次年度以降の事業に取り組んで行く。【企画政策室長】

◆以上で終了させていただく。ありがとうございました。

事業番号8 遊び場対策事業

子ども育成課長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

◆一時開放子どもの広場事業開始当初は近くに公園・児童遊園がなかったものと考えられるが、現在はそういった広場も整備されてきている。内部評価でも縮小・廃止の方向性を示しているが、この事業についての考え方を聞かせ願いたい。【座間委員長】

○現在、もっとも至近距離に遊び場があるのが福島子どもの広場であり、はじめ児童遊園との距離は180メートルである。しかし、高低差もあるので距離的には近いが、小さな子ども連れでの移動は若干大変に思える。福島子ども広場は民有地であり、管理者、近隣住民との話し合いの中で、今後の方向性を決めていきたいと考えている。【子ども育成課長】

◆利用状況をみて必要性の判断をするとのことだが、具体的にどの程度の利用があれば存続になるのか。【出雲委員】

○現在、利用状況調査は実施していないが、今年度中に近隣自治会及び子ども会との話し合いをし、利用状況を確認したいと考えている。ひろばの存続のためには、ある程度の数値目標を示さなければならないが、具体的な数値を定めていないので今後の検討課題となる。【子ども育成課長】

◆公園等の整備も進み、自分が見る範囲では子ども広場に子どもの利用は少なく、地域のイベント会場など、目的とは違った使われ方をしているように思える。【和田委員】

○子どもの居場所づくりの一環としては子ども広場の存在価値もあるように思える。【子ども育成課青少年係担当者】

◆坂上子ども広場及び堀向子ども広場の廃止理由をお聞かせ願いたい。また、廃止にしたことにより、利用者から苦情はあったか。【佐久間副委員長】

○坂上子ども広場については民有地であり、相続の関係で地主側からの申し出により廃止となった。堀向子ども広場については環境コミュニケーションセンターが建設され、エコパークができたことにより、近隣の遊び場がそこに集約された結果、廃止となった。坂上子ども広場については廃止1か月前から告知をし、現在のところ苦情などは受けていない。【子ども育成課長】

◆東京都からの借用地について管理費用はかかっているのか。【佐久間副委員長】

○草刈りなどは近隣住民のボランティア活動で行っているので費用はかかっていない。【子ども育成課長】

◆開発によってできた遊び場が増えており、そこで用が足りるため子ども広場が使われない可能性もあると考えられる。【座間委員長】

○公営の団地など集合住宅の中の遊び場は一般に開放されており、その可能性も大いに考えられるが、マンションの遊び場は利用がマンションの住人に限定される傾向があり、そうとも言えない。【子ども育成課長】

◆具体的に対象年齢を教えてください。実際に子どもの利用は本当に少ないので、市として定義づけをし、実情と合っていない場合には要求がある広場のみ残すなど、整備していく必要があると思う。【和田委員】

○児童福祉法の児童を対象としているので 18 歳未満であるが、青少年なら 25 歳までであり、実際の利用者は小学生程度である。居場所がない子どもを救う手立ても市としては考えなければならず、そういった施策の一つとなっている事業である。【子ども育成課長】

◆管理者にヒアリングをし、市としての方向性を示すべきだと考えられる。【松本委員】

◆夜間にたまり場になったり、管理上、草むしりが手間であるというような問題はあるのか。【佐久間副委員長】

○たまり場になって困るというような苦情は寄せられていない。また、草むしりについても、快く引き受けていただいている状況である。【子ども育成課青少年係担当者】

◆以上で終了させていただく。ありがとうございました。

2 その他

次回、第 4 回委員会の事前説明・現場視察のスケジュールについて事務局より連絡があった。

◆他にご意見がなければ、次回は 8 月 7 日（火）午後 0 時 40 分集合で現場視察および事前説明前を行う。それでは本日は終了とする。【座間委員長】

～閉会～